

Ⅱ 学 生 生 活

- 1 諸手続き等
- 2 一般的留意事項

1 諸 手 続 き 等

(1) 学 生 証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、本学職員から請求があれば呈示してください。

この学生証は附属図書館（中央図書館等）及び総合情報メディアセンターの利用証と一体になっており、証明書自動発行機も利用できます。

なお、本学生証は通学証明書をも兼ねていますので通学定期乗車券購入に際して、利用する交通機関の窓口にある当該交通機関所定の書類に必要事項を記入し、これと一緒に「学生証」を呈示してください。（別に通学証明書を必要とする交通機関も若干あります。）

また、発行の日から1年を経過するごとに発行者の在学確認を受けなければなりません。

① 再 発 行

紛失あるいは破損した場合は、すぐに所属学部・研究科等の教務掛等で手続きをとってください。

また、改姓等氏名変更の場合にも再発行します。

なお、再発行には約1週間かかります。

② 注 意 事 項

学生証の携帯、使用上の注意事項は次のとおりです。（学生証ケースに記載）

- 1）本証は登学の際必ず携帯し、本学職員の請求があれば呈示すること。
- 2）本証は他人に貸与または譲渡してはならない。
- 3）通学定期乗車券を購入するときには定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して本証とともに差し出さなければならない。
- 4）本証を失ったときは直ちに所属学部・研究科等の教務掛等に届け出て再発行を願い出ること。
- 5）学籍を脱したときは直ちに所属学部・研究科等の教務掛等に返すこと。
- 6）本証の有効期限を延長する必要が生じたときはその手続きをとること。
- 7）通学定期乗車券または学生生徒旅客運賃割引証（学割証）を使用するときは本証を携帯し交通機関関係員の請求があれば呈示すること。
- 8）本証には磁気データが入力してあるので、慎重に取り扱うこと。

③ 英文学生証

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。

希望者は、申し込みの際に、貼付する写真（無帽正面上半身、無背景、縦3.0cm×横2.4cm、3ヵ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。）を持参の上、所属学部・研究科等教務掛等へ願い出てください。

(2) 入学当初及び在学中の諸手続き

① 大学への納付金

(ア) 学 費 等

授業料は、下記のとおりです。所定の期日までに、速やかに納入してください。

種 別	金 額	納 期	備 考
授業料 (学部学生 大学院学生)	円 年額 535,800 前期分 267,900 後期分 267,900 (法科大学院) 年額 804,000 前期分 402,000 後期分 402,000	前期分 4月中 後期分 10月中	※納入方法 連帯保証人住所へ振込依頼書を4月、10月の中旬頃送付しますので、本学の指定口座に振込願います。 ※申し出により前期分納入の際に、後期分も併せて納入することができます。 ※授業料 在学中に授業料が改定された場合は、改定時から新授業料が適用されます。

(イ) そ の 他

上記のほか学生寄宿舎に入舎している場合は、寄宿料と光熱水料を納めることになります。

これらに関して詳しいことは、56ページを参照してください。

納付に当たっての注意事項

上記の納付金を振込期限内に納めないときは、本人及び連帯保証人に督促することになりますので、必ず振込期限内に納入してください。

特に、授業料の振込を怠った場合は、身分の取扱いに関係します。

② その他の諸会費（任意加入）

(ア) 学生健康保険組合費 2,000円（4年分）

ただし、医学部（医学科）、薬学部（薬学科）学生は6年分 3,000円

(イ) 学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む）

【保険料一覧】

区 分		保険期間 (修業年限)	保 険 料	
			文 系	理 系
学 部		4 年	4,800円	5,500円
		6 年		7,800円
大 学 院	修士，専門職学位	2 年	2,500円	2,900円
	博士，専門職学位	3 年	3,700円	4,250円
	博 士	4 年		5,500円
	博 士	5 年	5,900円	

(ウ) 大学生生活協同組合費出資金 20,000円以上 出資金は卒業の際に返還されます。

なお、学部によっては上記のほかに必要な会費等があります。新入生にはこれらについて別途所属学部から通知されます。

③ 在学中の諸手続き

主な届（願）出、証明書の交付願については次の（4）のとおりですので、必要がある場合は、22ページに記載の担当窓口で手続方法等を詳しく聞いて手続きをしてください。

（交付書類は手続きの翌日または翌々日に交付される場合があります。）

一部の証明書は、学内に設置している12台のどの証明書自動発行機（23ページ参照）でも発行が可能です。

手続きを怠ったために不利益が生じることを注意してください。

④ 各種届（願）出

（ア）休学願

疾病その他の事故により3カ月以上にわたり修学を中止したり、休学をしようとする場合には、所定の手続きを必要としますので、そのような事態になった場合は、速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わるまでに、休学の延長を願い出てください。

病気により休学する場合は、休学願に医師の診断書を添えてください。

休学する場合、授業料との関係がありますから、その取扱いを説明します。

第1期（前期）または第2期（後期）の初めから休学する場合は、その期の授業料は免除されますが、期の途中で休学する場合は、その期の方は免除されません。

ただし、この場合でも次の期まで続けて休学する場合は、次の期の方は免除されます。

また、期の途中で復学する場合は、その期については復学する前月までの分を月割りで免除します。

（イ）復学願（届）

病気以外の事由による休学で休学期間内に復学しようとする場合は、届け出てください。届け出なかった場合は、休学許可全期間を休学したものとして取り扱われます。

また、病気による休学で復学しようとする場合は、本学所定の「京都大学復学診断書」により医療機関の診断を受け、その診断書と共に復学を願い出てください。

（ウ）退学願

やむを得ない事情により、退学しなければならなくなった場合は、願い出なければなりません。もし、退学願を出さないで、又は許可されないまま通学しなかった場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

なお、退学の場合における授業料との関係は、学年の途中で退学する者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、退学する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（エ）転学部（研究科・学舎）・転学科（専攻）願

希望する者は、10月初めに各学部（研究科等）に照会してください。

(オ) 定期健康診断欠席届

毎年、学年始めに定期健康診断が行われます。これは全学生が必ず受けなければならないもので、これを無届けで受けない場合は当該年度の試験を受けることができませんから、特に留意してください。

指定された日に病気、その他やむを得ない事情により受けられない場合は、所属学部等へ理由書（病気の場合は診断書）を添えて欠席届を提出してください。

欠席届を提出した場合は、後日健康診断を受けてください。

(カ) 健康診断書・健康診断証明書

就職や大学院受験等で健康診断書又は健康診断証明書が必要なときは、保健診療所へ申し出てください。

なお、学年始めの定期健康診断を受けていない者には交付できません。

⑤ 授業料免除及び徴収猶予（分納を含む）

○ 授業料免除

経済的理由、災害等によって授業料を納めることが困難な場合は、免除の制度がありますから、指定された期間内に願い出てください。（30ページ参照）

○ 授業料徴収猶予（分納を含む）

経済的理由、災害等によって授業料を納入期限までに納めることができない場合は、徴収猶予の制度がありますから、指定された期間内に願い出てください。

○ 授業料免除京都大学特別枠

上記の授業料免除の他、後期に特別枠免除制度がありますから、指定された期間内に願い出てください。

これらの取扱期間及び取扱場所等詳細は、各学部・研究科等（学部1, 2回生は学生センター経済担当）の掲示の指示に従ってください。

⑥ 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）

学資の支弁が困難な者に対し、日本学生支援機構が行う奨学金貸与の制度があります。希望者は指定された期間内に願い出てください。（30ページ参照）

取扱期間及び取扱場所等詳細は、各学部・研究科等（学部1, 2回生は学生センター経済担当）の掲示の指示に従ってください。

⑦ 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

奨学団体等で、学生センター経済担当又は所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口で取り扱っているものは、約80団体あります。各団体で手続き方法等が異なりますから、これらの奨学金を希望する者は、それぞれの期間内に願い出てください。（32ページ参照）

⑧ その他

このほか、科目履修届、受験届、系列変更願、卒業論文題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますから、所属学部・研究科等の教務掛等に申し出てください。

各種諸手続一覧表

提出先等 書 類 名		印 鑑	提 出 先		
			学 部 学 生	大学院学生	学 部 学 生 大学院学生
			所 属 学 部 教 務 掛	所属研究科 教 務 掛 等	学 生 セ ン タ ー 経 済 担 当 グ ル ー プ
休 学 願		△	○	○	※
復 学 届 (願)		届× 願△	○	○	※
海 外 渡 航 届 (願)		届× 願△	○	○	※
住 所 変 更 届		×	○	○	※
改 姓 (名) 届		×	○	○	※
退 学 願 ・ 学 修 認 定 退 学 願		△	○	○	※
死 亡 届		○	○	○	※
転学部 (研究科 ・ 学舎) ・ 転学科 (専攻) 願		△	○	○	※
学 生 証 再 交 付 願		×	○	○	
健 康 診 断 書 (有 料) 交 付 願 健康診断証明書 (無 料) 交 付 願		×	保健診療所		
成績証明書交付願 (日 本 文 ・ 英 文)		一部の学部 ・ 研究科では証明書自動発行機で交付			
		×	○	○	
在 学 証 明 書 交 付 願	日 本 文	証明書自動発行機で交付			
卒業 (見 込) 証 明 書 交 付 願		一部の学部 ・ 研究科では証明書自動発行機で交付			
修 了 (見 込) 証 明 書 交 付 願	英 文	×	○	○	
学生生徒旅客運賃割引証 (学 割 証)		証明書自動発行機で交付			
通 学 証 明 書 交 付 願		×	○	○	
実 習 用 通学証明書	単位取得目的の実習 (教育実習を除く)	所属学部 ・ 研究科の教務窓口で確認してください。			
	教 育 実 習	×	教育学部 (教育実習担当)		
授 業 料 免 除 願 書		×	3回生以上 ○	○	学部1, 2回生 ○
授業料徴収猶予 (分 納) 願 書		×	3回生以上 ○	○	学部1, 2回生 ○
授 業 料 免 除 京 都 大 学 特 別 枠 願 書		×	3回生以上 ○	○	学部1, 2回生 ○
日本学生支援機構奨学生申請書		○	3回生以上 ○	○	学部1, 2回生 ○
地方公共団体 } 民間育英団体 } の 奨 学 生 願 書		○	▲	▲	○

- (備考)
- ・印鑑欄の○は要、△は自筆署名の場合は不要、×は不要を表す。
 - ・提出先の○は要を表す。
 - ・▲は学部、研究科等指定の奨学金もあるので所属学部、研究科等に照会してください。
 - ・※は日本学生支援機構奨学生及び学生センターの取り扱う地方公共団体・民間育英団体の奨学生のみ所定の手続きが必要ですので、学生センターへ申し出てください。

（３）証明書等自動発行機について

証明書等自動発行機は学内15カ所に設置されています。（下表の設置場所参照。設置場所は都合により変更される場合があります。）本学に在籍中の学生はいずれの発行機でも、現在及び過去(平成元年入学以降)在籍の学部が自動発行を許可した証明書の自動発行が可能です。自動発行可能な証明書の詳細は、各自の所属(出身)学部窓口にご照会ください。

①自動発行可能な証明書等（※自動発行可能な証明書は、所属学部、学生種別により異なります。）

- ・ 学校学生生徒旅客運賃割引証 ・ 在学証明書（和文・英文） ・ 在籍証明書（和文・英文）
- ・ 卒業（見込）証明書（和文・英文） ・ 修了（見込）証明書（和文・英文） ・ 退学証明書（和文・英文）
- ・ 学業成績証明書（和文・英文） ・ 学業成績及び卒業・修了（見込）証明書
- ・ 研究指導認定（退学）（見込）証明書

②稼働時間

月曜日から金曜日（祝祭日および12月29日から翌年1月3日までを除く）の、8時30分から18時までを基本としていますが、設置場所により異なっていますので、注意してください。

また、機器のメンテナンスや障害等により稼働出来ない場合もありますので、証明書は早めに取得するようにしてください。

・ 証明書自動発行機稼働時間一覧

設置場所	稼働時間	管理部署
北部構内農学部総合館 1 階南西出入口ホール	8:30～18:00	農学部教務掛
北部構内理学研究科 6 号館南棟 1 階ホール	8:30～18:00	理学部教務掛
本部構内文学部新館 1 階西側ホール	8:30～18:00	文学部教務掛
本部構内法経本館 1 階中央玄関ホール	8:30～17:15	法学部教務掛
本部構内工学部 8 号館 1 階教務課前	8:00～18:00	工学部教務課
本部構内学生センター 1 階	8:30～18:00	学生センター
吉田南構内吉田南 1 号館 1 階	8:30～18:00	共通教育教務掛
吉田南構内人間・環境学研究科棟 1 階事務室前	8:30～18:00	人間・環境学研究科大学院掛
医学部構内医学部 B 棟 1 階ホール	8:30～18:00	医学部医学科教務掛
薬学部構内薬学部本館 1 階	8:30～18:00	薬学部教務掛
病院西構内医学部保健学科校舎 1 階正面玄関内	8:30～18:00	医学部保健学科教務掛
宇治キャンパス宇治地区研究所本館 3 階研究協力課	8:30～17:30	宇治地区研究協力課
桂キャンパス A クラスター A 2 棟 3 階ホール	8:30～17:30	工学研究科教務課
桂キャンパス C クラスター事務棟玄関ホール	8:30～17:30	工学研究科教務課
熊取地区原子炉実験所事務棟北出入口廊下	8:30～18:00	原子炉実験所事務部

③使用方法

証明書の自動発行の際には、学生証又は学生番号10桁と、パスワードの入力が必要です。

音声ガイダンスおよび画面の指示に従って画面タッチにより操作してください。パスワードについては所属学部のガイダンス等で各自に通知されますが、わからない場合は所属学部の教務掛に学生証(身分証明書)を持って照会してください。また、パスワードは必ず定期的に変更し、忘れないようにしてください。忘れた場合は再交付の手続きが必要になります。

成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には、所属(出身)学部窓口にお申し出ください。

また、自動発行機の操作中に障害が発生した場合には、お手数ですが上表で示したそれぞれの管理部署にご連絡くださるようお願いいたします。

2 一般的留意事項

(1) 学生への連絡方法

① 掲示による連絡・通知

学生への連絡・通知は、原則として所定の掲示板での掲示により行われ、一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱います。登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見落としのために生じる不都合・不利益は本人の責任となります。

受付期間を定めているような場合は、期間終了後は受け付けられないので特に注意が必要です。

② 呼び出し・照会

保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできません。従って、電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので、予め保護者の方や友人たちに知らせておいてください。緊急の場合でも原則として掲示板による連絡しかできません。

住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません、

(2) マイカー通学の禁止

京都大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保、歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるものを除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車若しくは公共交通機関を利用するようにしてください。

① 自転車、バイクは定められた駐輪場へ

自転車、バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置き、施錠するようにしてください。また、放置自転車は強制的に撤去されることがあります。

② 自転車走行のモラル向上について

最近、本学近辺で本学学生が関係した自転車による交通事故が増えています。自転車による逆走や無謀な走行等が見受けられ、モラルの欠如が言われています。本学の周辺道路は、近隣住民の方々の生活と密接な関わりをもっており、生活環境の破壊や、交通事故誘発にもつながりますので、特に交通徳を十分に順守し、自転車走行のモラル向上に努めてください。

③ 自転車の違反と罰則

自転車の交通違反も厳しい罰則が定められています。

違 反	罰 則	違 反	罰 則
信 号 無 視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	歩道通行の方法違反	2万円以下の罰金又は科料
酒 酔 い 運 転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	並 列 進 行	2万円以下の罰金又は科料
指定場所一時不停止	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	二 人 乗 り	2万円以下の罰金又は科料
通行禁止違反	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	傘 さ し 運 転	5万円以下の罰金
右 側 通 行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	夜 間 の 無 灯 火	5万円以下の罰金
		合 図 の 不 履 行	5万円以下の罰金

④ 交通事故相談

交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口が京都府に設置されています。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、また必要により弁護士にも無料で相談できます。

相談・問合せ先：京都府交通事故相談所 電話 801-7810, 801-7812

受付時間：午前9時～11時30分，午後1時～4時（土・日・祝日・年末年始は休みです。）

（３）コンパ等での飲みすぎに注意

新入生歓迎の行事やコンパなど飲酒の機会が多いですが、近頃大学生の飲酒事故が多発し、死亡事故も発生しています。「イッキ飲み」等危険な飲酒は絶対にしないよう、またコンパなどでは無理に他人にすすめたり、先輩のすすめだからといって安易に飲まないようにしてください。飲酒は満20歳を過ぎてから。イッキは危険！

（４）「悪徳商法」にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽して儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。

《キャッチセールス》

街で「アンケートに教えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず、はっきり断ること！

《アポイントメントセールス》

「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることになります。

見知らぬ人からのうまい話に要注意！

《マルチ商法》

「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるといふものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう！

《振込め詐欺》

電話で「オレだよ、オレ」と言って息子や孫を装い家族に交通事故示談名目やサラ金等借金返済名目で現金を騙し取る手口や、警察官や弁護士などを名乗り示談金を騙し取る、いわゆる「振込め詐欺」が多発しています。本当の出来事かどうか、振込む前に家族と学生は相互に確認をしてください。

すぐに振り込まない。一人で振り込まない！

（５）カルト集団、過激活動集団などの勧誘に注意

信教、思想の自由は憲法で保障されています。もちろんそれらは自由であるべきです。しかし、そのことを逆手に取り、世の中には嘘や違法行為を勝手な解釈で「良し」とする反社会的なカルト集団や過激活動集団も存在します。

時には学生になりすまし、彼らは巧みに学生の皆さんに近づきます。本人は気づかぬ内にマインドコントロールされる、そうすると正常な判断力を失い、脱会は難しくなります。

（６）海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが、特定の国・地域によっては治安の悪化等に

より、渡航を自粛したり、特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。

これらの安全情報は、外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

相談・問合せ先：外務省海外安全相談センター(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>) 電話 03-5501-8162

(7) クレジットカード

学生証ですぐ借りることができる学生ローン、また、サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると、その返済に迫られ学生生活の継続が危ぶまれることになります。

本学では、「学生援助会」という無利子の短期融資貸付制度がありますので、病気、不慮の事故、送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、学生部厚生課学資担当窓口で相談してください。

(8) 国民年金への加入

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度で、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。本学の学生諸君も20歳になれば必ず国民年金に加入してください。

なお、加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、収入がない学生のために「学生納付特例制度」があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

(9) 災害に備えるあなたの身の回り (防災・ボランティアハンドブックより抜粋)

地震から身を守る

1 まず、わが身の安全を
すぐ机やテーブルの下にもぐり、頭を覆い、机の脚を握る。もぐる、覆う、握るの三つの動作が身を守る。
あわてて外に飛び出さない。危険の中に飛び込むことになる。



2 すばやく火の始末・消火
台所やストーブ、タバコの火を消す。アイロンなど使用中の電気製品のスイッチを切る。
火が出たらすぐ消火。でも、天井に火が届いたら初期消火の限界。ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを下ろして逃げよう。



3 危険な場所から離れよう
津波は追いかけて来る。急いで高台など安全な場所へ。また崖崩れの危険を少しでも感じたら、すばやく避難すること。
川べりや狭い路地は危険。ブロック塀や門柱、石垣、自動販売機など倒れる危険がある物に近寄らない。



4 正しい情報をつかもう
ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のないデマに惑わされないこと。



非常持ち出し品の例



水や飲料、電気、ガスの供給が止まっても、2〜3日は自力で過ごすだけの物を非常用にまとめておく。持ち運べる量に収まるよう厳選し、食品の賞味期限・品質保持期間やライトの電池などを定期的に点検する。飲料水は1人1日3リットルが目安。これはかき揚げの乾燥など、人によっても必要な量が異なる。携帯コンロや乾電池、レジャーシートなど、段に立つアウトドアグッズも多い。自分にとって必要品を考え、身近な所に備えておきたい。

阪神・淡路大震災では、トイレシート、ウェットティッシュ、ビニール袋、ラップなどが必需品だった。水が不足していたので、タオルやガーゼの代わりに使い捨ての紙製品が役立った。ラップを袋に掛ければ食器として何度も使えた。大型ビニール袋は袋の穴をあければ簡易トイレ、段ボールを重ねて使えば簡易トイレにもなる。

5 避難を徒歩で身軽に

動きやすい服装で、緊急車両の妨げになるので、車は使わずに歩いて避難する。

6 地域の人たちと冷静に協力

力を合わせて救助を、近所に逃げ遅れた人はいないか確かめる。秩序を保って行動する。声をかけ合って冷静に。



新しい震度階級

震度0	人は揺れを感じない。	
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがあり、屋外では電線が少し揺れる。	
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。つり下げ物は大きく揺れ、棚の食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。屋外では電線が大きく揺れ、歩いている人や自転車に乗っている人も揺れを感じる。	
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。棚や書棚の物が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。屋外では、窓ガラスが落ちて割れたり、補強されていないブロック塀が倒れることも。耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱が破損したり、壁などに亀裂が生じる。	
5強	非常に恐怖感を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚や書棚の物の多くが落ちる。重い家具が倒れたり、ドアが開かなくなることも。屋外では、補強されていないブロック塀の多くが崩れ、基石も多くが倒れる。耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱が破損したり、倒れるものもある。	
6弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の多くが移動、店頭する。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。耐震性の高い住宅・建物でも、壁や柱が破損するものがある。大きな亀裂が生じるものがある。	
6強	立っていることが不可能になる。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	
7	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も倒れるものがある。耐震性の高い住宅・建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	